日・アラブ首長国連邦租税条約

目的

- ○二重課税の回避のため、投資先の国(源泉地国)が課税できる所得の範囲等について調整。
- 〇脱税・租税回避行為の防止のため、税務当局間での情報交換の実施等を可能とする。

二重課税の調整

●源泉地国での限度税率を設定【第10条~第12条】 ●企業等の事業活動による利得(事業利得)

→ 進出先の国は、恒久的施設(支店等)がなければ

配当所得:一般 10% 親子会社間 5 %

利子所得:一般 10% 政府等 免税 課税することができない。

使用料: 10% 課税対象は、恒久的施設に帰属する所得のみ。



脱税等の防止のための税務当局間での情報交換【第25条】

条約の規定の適用に関する紛争の解決のための相互協議手続 [第24条]

イラン アラブ首長国 連邦 オマーン

- 在留邦人
 - ⇒ 3270人(2012年10月現在)
- 〇 進出日系企業
 - ⇒ 石油・天然ガス関連企業を中心に 265社 (2012年10月現在)
- 〇 対アラブ首長国連邦直接投資残高
 - ⇒284億円(2012年末)

期待される効果

健全な投資・経済交流 人的交流の促進

独、仏、中、韓等55か国との間で租税条約 を締結済み

- ※ 経済界からも強い要望あり
- ※ 2013年5月安倍総理のアラブ 首長国連邦訪問時に署名